

令和 5 年度釜石市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

当市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、釜石市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所(A 型・B 型)
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所(次のアからウをすべて満たすもの)
 - ア 障がい者の雇用数が 5 人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が 30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体
- (10) その他障がい者の支援を目的に創作活動等を行っているものと市長が認めた団体

4 調達する物品等

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品、役務であれば対象とする。)

- (1) 物品
紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木工品等、その他
- (2) 役務
クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃等、除草、襖・障子の張替、デザイン制作、印刷、印刷物の封入、その他

5 調達の目標

令和 5 年度に達成すべき優先調達の目標額を次のとおりとする。

- (1) 物品 700,000 円
- (2) 役務 300,000 円

6 調達の実施

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに各部署に対し障がい者施設等からの優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の提供等の発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令(昭和 22 年法律第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び釜石市契約規則(平成 13 年規則第 21 号)第 16 条第 1 項に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結する。

7 調達方針及び調達実績の公表

本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したとき及び調達実績の概要を取りまとめたときは、市のホームページ等により公表する。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部地域福祉課とする。